



広報もみや号外

平成25年
11月13日発行
本宮市
秘書広報課
☎33-1111

No.36

住宅除染、仁井田地区に入る



仁井田地区の住宅除染の様子

除染は全体の75パーセントが完了し、高木地区の仮置き場の造成工事が始まりました。

現在、井戸上地区以外の高木地区と、仁井田地区の住宅除染を進めており、今後は、関下地区の住宅除染を行っていく予定です。敷地内の作業に支障となるものの片づけをお願いします。

住宅除染の進捗状況

住宅除染が終了している和田地区では、フレコンバッグの仮置き場への搬入がほぼ終了しました。

長屋地区の住宅除染は、全体の約98パーセントが完了し、仮置き場へフレコンバッグの搬入が始まりました。

また、高木井戸上地区の住宅



長屋地区の仮置き場の様子

仮置き場候補地を探しています。

市では、各地区で実施する住宅

【市からお願い】広報もみや号外は、地震災害、放射能問題など市民の皆さんに広く周知するものについてお知らせしています。閲覧される場合は、なるべく早く次の方に閲覧していただきますようお願いいたします。

などの除染作業により発生した土砂などを一時的に保管するため、仮置き場の整備を進めていきます。

仮置き場を整備していくにあたり、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

地区の仮置き場候補地について、情報などがありましたら、ご連絡をお願いします。

◆問い合わせ先
放射能除染・

モニタリングセンター
☎63-2682

子どもたちの歓声響く マルチメディアセンター



高松市長、根本復興大臣など関係者によるテープカットでリニューアルを祝う



いろいろな遊具で遊ぶ糠沢小学校の児童

小学生も遊べる遊具を設置

11月2日に、スマイルキッズパークに、うんていやクライミングウォールなど小学生(中学年程度)までを対象とする遊具を設置したアスリートエリアを増設し、リニューアルオープンしました。

国の子ども元気復活交付金を活用して整備した室内遊び場は県内初で、オープニングセレモニーでは糠沢小学校鼓笛隊や第1保育所園児の演舞で盛り上げていただきました。子どもたちが室内で思いっきり体を動かせる施設です。どうぞご利用ください。

◆問い合わせ先

えぼか ☎63-2780

中学生以下の子どもと妊婦の皆さんの

ガラスバッチによる外部被ばく検査結果

平成25年度は6月から、中学生以下の子どもと妊婦の皆さんにガラスバッチを着用していただき、積算線量を測定していただきます。今年度1回目(6月から8月)の測定結果がまとまりましたのでお知らせします。

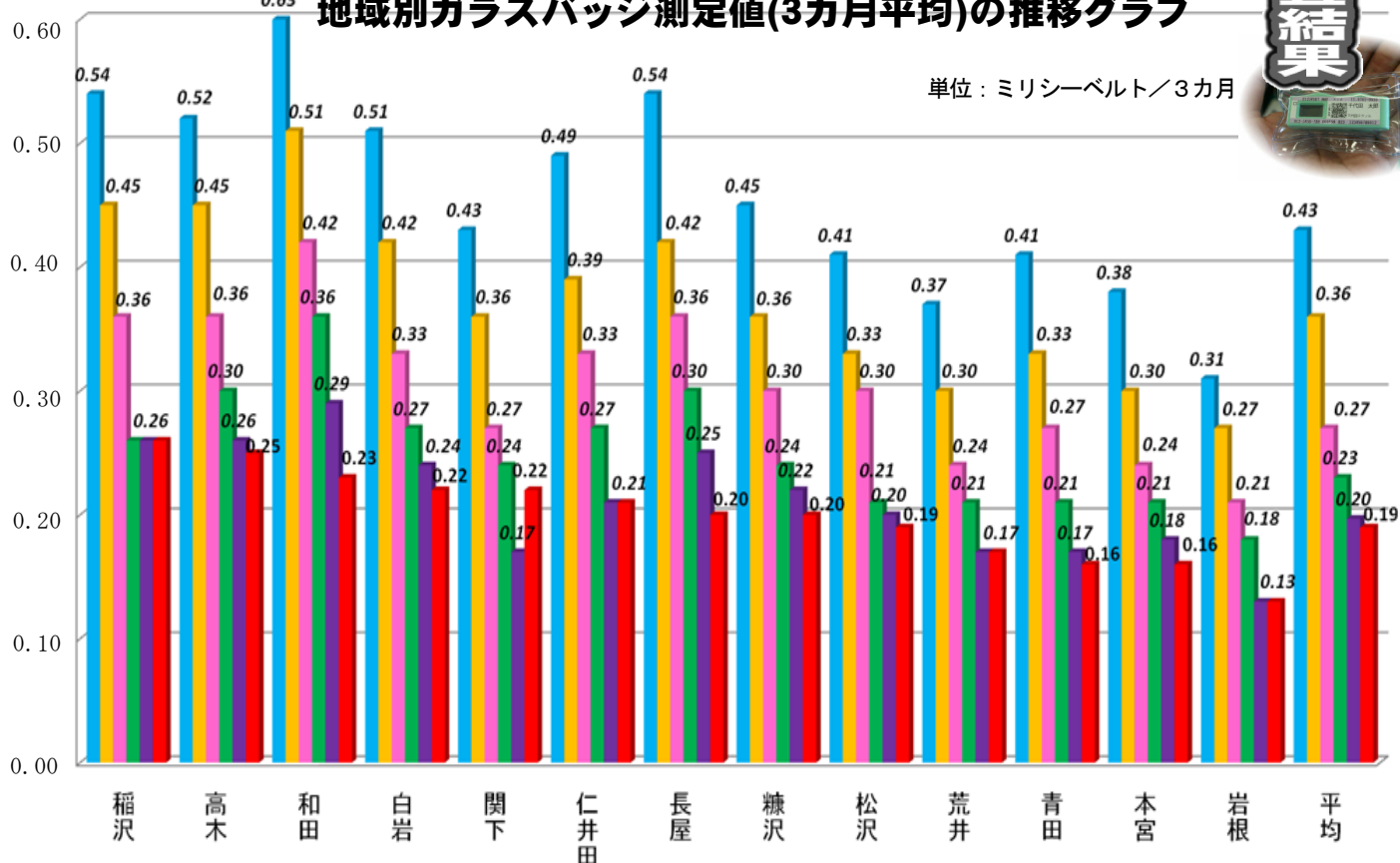
▼6月～8月測定結果について
ガラスバッチの回収人数は、3,723人で、最小値は検出限界値未満、最大値は0.76ミリシーベルト、全体の平均値は3カ月で0.19ミリシーベルトでした。

▼これまでの結果について
ガラスバッチによる線量の測定を行った平成23年9月から平成25年8月まで、3カ月ごとの平均値を比較すると次のようになります。

平成23年度	9月～11月	0.42
平成23年度	12月～2月	0.34
平成24年度	6月～8月	0.27
平成24年度	9月～11月	0.23
平成24年度	12月～2月	0.20
平成25年度	6月～8月	0.19

▲単位：ミリシーベルト／3カ月

地域別ガラスバッチ測定値(3カ月平均)の推移グラフ



【棒グラフの説明】左から、平成23年9月～11月、平成23年12月～翌年2月、平成24年6月～8月、平成24年9月～11月、平成24年12月～翌年2月、平成25年6月～8月の順の3カ月平均の測定値



野口先生のアドバイス!

これまでの結果について、本宮市放射線健康リスク管理アドバイザー野口邦和先生より次のとおりアドバイスをいただきました。

時間経過とともに、平均値が着実に減少しています。減少傾向が徐々に緩やかになっている原因は、半減期がおよそ2年のセシウム134起因する線量の割合が低くなる一方、半減期がおよそ30年のセシウム137に起因する線量の割合が高くなっているからと考えられます。

いずれにせよ平均値は順調に下がっており、本宮市の外部被ばく線量が着実に減っているということを表し、安全かつ安心できる環境に戻りつつあることを示す実測データと考えられます。

◆問い合わせ先

保健課(えぽか内)健康増進係

☎63-2780

農産物のモニタリング状況について

10月に測定した自家用農産物の測定結果は下表のとおりです。自生のキノコは線量が高い傾向にあります。これらは、必ず測定してから、食べられるかどうか判断することをお勧めします。

■市内自家用農産物の持込み上位40品目【平成25年10月分】

No.	品名	件数	検出されたものの内訳(単位:ベクレル)			
			検出数	最小値	最大値	100ベクレル以上の検出数
1	柿	113	25	10.00	35.00	0
2	大根	33	3	10.25	36.62	0
3	白菜	27	2	15.51	16.17	0
4	キノコ(イノハナ)	22	22	13.22	1833.20	16
5	ネギ	20	0	検出せず	検出せず	0
6	里芋	18	1	11.13	11.13	0
7	小豆	18	5	11.02	110.28	1
8	さつまいも	13	2	23.05	25.65	0
9	キウイフルーツ	11	3	12.28	27.23	0
10	枝豆	10	2	16.91	17.64	0
11	ほうれん草	9	0	検出せず	検出せず	0
12	銀杏	9	4	12.59	37.53	0
13	キャベツ	9	0	検出せず	検出せず	0
14	オータムポエム	9	1	10.95	10.95	0
15	ブロッコリー	8	0	検出せず	検出せず	0
16	小松菜	8	0	検出せず	検出せず	0
17	リンゴ	7	0	検出せず	検出せず	0
18	カボチャ	7	0	検出せず	検出せず	0
19	カブ	7	0	検出せず	検出せず	0
20	ハヤトウリ	6	0	検出せず	検出せず	0
21	チンゲン菜	6	0	検出せず	検出せず	0
22	春菊	6	2	12.96	38.03	0
23	栗	6	2	34.07	52.72	0
24	イチジク	6	0	検出せず	検出せず	0
25	キノコ(シメジ)	5	3	13.43	44.73	0
26	梅干	5	1	10.79	10.79	0
27	ミョウガ	4	2	23.90	124.63	1
28	ハチミツ	4	2	15.51	27.51	0
29	ジャガイモ	4	1	14.80	14.80	0
30	ユズ	3	3	10.49	22.16	0
31	山ウド	3	1	18.30	18.30	0
32	水菜	3	2	113.23	249.95	2
33	ウド	3	0	検出せず	検出せず	0
34	葉大根	3	0	検出せず	検出せず	0
35	人参	3	0	検出せず	検出せず	0
36	大根菜(スズシロ)	3	1	30.46	30.46	0
37	食用菊	3	0	検出せず	検出せず	0
38	キノコ(舞茸)	3	2	104.10	343.78	2
39	キノコ(シイタケ)	3	2	391.78	705.60	2
40	かりん	3	1	19.26	19.26	0

※農産物を持参する場合は、自宅をよく洗ってから、なるべく細かく（目安として小豆大程度）刻んで持参してください。また、保冷材などで冷やしてお持ち頂くと正しい数値が計測できませんので持参する農産物は、常温でお持ちください。

※梅の検査については、潰して種子を取り除いてから、お持ちください。

◆検査のお申し込み先・問い合わせ先

放射能除染・モニタリングセンター ☎63-2682

集中豪雨被災による

市税等の減免のお知らせ

7月27日と8月5日の集中豪雨により被害を受けた皆さんを対象に、市税などの減免申請を受け付けます。
次により該当されると思われる場合は、減免申請されますようお願いいたします。

■固定資産税の減免

土地や家屋に被害を受け、固定資産税の納付が困難な方は、減免申請をすることができます。

【減免の対象となる方】

- ① 家屋の被害で、壁、床、畳、建具などに被害を受け、修理または取替えを必要とする金額が、家屋の価格(時価)から比較して、おおむね20パーセント以上あると思われる方
- ② 農地などの流失・埋没の面積が、全体のおおむね20パーセント以上あると思われる方

■市県民税・国民健康保険税・介護保険料の減免

住宅、家財などに被害を受け、市県民税・国民健康保険税・介護保険料の納付が困難な方は、減免申請をすることができます。

【減免の対象となる方】

- ③ 住宅および家財(家具・衣類・電気製品など)の損害が、全体のおおむね30パーセント以上あると思われる方
 - ④ 農作物が被害を受けた場合は、減収による損失額が平年の農作物収入額のおおむね30パーセント以上あると思われる方
- ※③と④の損害で保険金、共済金、損害賠償金などで支払いを受ける金額を控除した金額で損害率を判断することになります。

■減免する税額等

集中豪雨が発生した日以降に納期の末日が到来する平成25年度の税、保険料について、損害の程度に応じて減免します。

■申請期限と場所

- ◆日時 12月18日(水)まで
(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

◆場所

本宮市役所 市民部 税務課

※減免申請書は、税務課(市役所)、高齢福祉課(えぼか)、地域振興課(白沢総合支所)に備え付けています。

◆申請の際に持参するもの

- ① 印鑑(認め印)
 - ② 被害状況のわかる書類
- (ア)罹災証明書(発行など詳細

は防災対策課へお問い合わせください)
(イ)建物の面積(1階、2階の別)、建築年度、建築価格のわかる書類

◆問い合わせ先

税務課

☎33-11111

(内線164、166)

「介護保険料の減免について」

高齢福祉課

☎63-2780

集中豪雨被災による

農業関係の助成の概要について

■農林業災害対策事業資金利子補給(市単独事業)

復旧のため農家がみちのく安達農業協同組合より借り入れた資金の利子を補給します。

◆補給対象

農作物等・被害率30パーセント以上

農地・林地・自己所有地または現に耕作している農地、管理している林地

農業施設・畜舎、パイプハウスなどへの土砂の流入による破損の被害

農業用施設・用水路、排水

路、取水堰の流出・決壊、土砂流入などの被害

◆貸付限度額

200万円「農地、林地、農業用施設については、500万円以内」

◆貸付率

0・55パーセント(2・55パーセントのうち市1・0パーセント、JAみちのく安達1・0パーセント負担)

◆償還期間

5年以内

■本宮市農地等小規模災害復旧事業補助(市単独事業)

被災した農地の復旧に要する資金を助成します(ただし、国庫補助対象事業を除く)。

◆助成対象

復旧に要した費用が10万円以上40万円未満のもの

◆助成率

助成対象費用の10分の3以内

■機械借上げ等による自主的復旧への補助(市単独事業)

農地または、複数の受益者のある農業用施設について、自主的に緊急な応急復旧を実施する経費を助成します。

◆助成対象

標準事業費が10万円以上40万円未満のもの

◆助成率

標準事業費の10分の3以内

◆問い合わせ先

農政課

☎33-11111(内線156)

白沢総合支所 産業建設課

☎44-2115(直通)